

令和8年第1回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び閉会 令和8年3月27日 午前10時00分 開会
午後 2時33分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福本善之	2番 木村公
3番 靄本義明	4番 速水一生
5番 西川善浩	6番 杉本訓規
7番 梨本洪珪	8番 吉村始
9番 奥本佳史	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 藤井本浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 8番 吉村始 9番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 議第3号 葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについて
日程第2 議第4号 葛城市行政組織条例の一部を改正することについて
日程第3 議第5号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第4 議第6号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第10号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第7号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第8号 葛城市立図書館条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第9号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第11号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第9号）の議決について
- 日程第10 議第12号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第11 議第13号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議第14号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第13 議第15号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議第16号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第15 議第17号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第27号 令和8年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第17 議第19号 令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第20号 令和8年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第21号 令和8年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第22号 令和8年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第23号 令和8年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第24号 令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第25号 令和8年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第24 議第26号 令和8年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第25 物資集積拠点に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第26 発議第1号 葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議について
- 日程第27 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回葛城市議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定をいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

ここで報告事項を申し上げます。

物資集積拠点に関する調査特別委員会の設置及び、議員提出議案として提出された葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議について、また各常任委員会における付託議案以外の調査案件と併せ、これらの取扱いについて、本日午前9時より議会運営委員会を開催いただきご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 皆様、おはようございます。議長の了承をいただきましたので、報告させていただきます。

それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また、物資集積拠点に関する調査特別委員会の設置、及び議員提出議案として提出されました発議第1号の決議の審議方法等について、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、それらの取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、総務建設常任委員会から、葛城インターチェンジエリアのまちづくりに関する事項、公共交通の改善に関する事項、受援施設に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の4項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出があり、また、厚生文教常任委員会からは、保育と教育施設に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、こども・若者家庭センターに属する事項、住環境の改善に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の5項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定をいたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、物資集積拠点に関する調査特別委員会の設置につきましては、日程第25として、議長発議により審議願います。

次に、議員提出議案として提出されました発議第1号の決議につきましては、日程第26として上程し、提案者からの提案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論・採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

増田議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りをいたします。

特別委員会設置などの取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査等を行うことに決定をいたしました。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきましては慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会中に開催をされました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月5日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月11日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、物資集積拠点に関する事項についてであります。

理事者より、受援施設の整備が必要で、緊急防災・減災事業債の期限もあるため、早期に進めてきたが、説明が不十分であった。そのため、公有財産購入費を再検証するため、令和8年度予算を一旦撤回し、改めて丁寧に説明して協議を進めたい旨の報告がありました。質疑では、受援施設の公有財産購入について、12月定例会から対応が変わり、市長は再議までしたのに、なぜ今このタイミングで取り下げるのか、市長の考えを聞きたいという問いがあり、市長より受援施設は必要であり、能登半島地震の派遣等も踏まえて、課題認識がある。緊急防災・減災事業債の期限が当時は令和7年度末であり、早期整備を目指したが、議会の理解が得られていない状況のため、当初予算は一旦取り消し、受援施設分の減額修正をした予算を当初予算として提案したい。現在は、緊急防災・減災事業債の期限が延長され、余裕はできたが、早期整備の必要性は変わらないという答弁がありました。

また、市が予算を取り下げるのは、令和7年度中に土地開発公社から市に買い戻す前提の契約なのに、契約不履行にならないのかという問いがあり、先行取得依頼に基づく契約部分は課題として認識しており、契約内容も含めて改めて検討する必要がある。市と公社は用地先行取得に関する契約書を締結しており、疑義が生じた場合は協議する旨もある。公社理事会も踏まえ、契約変更なども含め、検討協議していくという答弁がありました。

また、土地開発公社の理事会議事録上、当該物件に建築基準法上の問題があるのではない

か、市として問題はないと考えるのかという問いがあり、増築部分は制度上、すぐ確認申請できないが、将来的な改造改築時に建築確認を取ることで対応できる。監督庁の意見も踏まえ、取得して使うこと自体は問題ないとするが、是正方法は確認していくという答弁がありました。

複数の意見より、行政の不適正事務の解明と再発防止のため、特別委員会等の検討をしていただきたいという意見がありました。

次に、葛城市空家等対策計画（案）に関する事項についてであります。空家等対策計画（案）についてパブリックコメントを実施し、計画が完成したため、その内容の報告を受けました。

質疑では、借地権で借りていて、建物が登記されていない古い建物が多い場合、対策はどう考えているかという問いがあり、税務課と連携して、納税通知書の送付先で判断するなど、実態に即して検討していきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、地震や台風時に倒壊のおそれがある危険な空き家に対して優先的に対応する考えはあるのかという問いがあり、危険度に応じて対応する必要があるとは考えているが、現状の計画ではそこまでの判断基準は持っていないという答弁がありました。

この答弁を受け、台風などで倒壊のおそれがあるような危険な空き家については、優先的に対応できるよう、引き続き検討してほしいという要望がありました。

次に、令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてであります。（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託が完了したため、その成果と今後の事業計画について報告を受けました。

質疑では、御所市との結節点について合意しているのか、またその場所はどこかという問いがあり、御所市の担当者と現地を歩いて合意しており、笛吹神社から約300メートルで御所市であり、葛城市側は笛吹神社、御所市側は六地藏付近をつなぐ道が接点となるという答弁がありました。

また、御所市との連携について、協定締結などの式典は行わないのかという問いがあり、2市で行うか、4市で行うかを含め、慎重に協議しており、協定は前向きに考えているが、タイミングを見計らっている。実施する場合はプレスリリース等も行いたいと考えているという答弁がありました。

また、沿線から少し離れた當麻寺や相撲館などの周辺観光拠点も案内できないか、また、レンタサイクルを導入し、自転車での観光周遊も選択肢に入れられないかという問いがあり、市長より、ルートから離れた観光地へは道標等で誘導する形を想定している。まずはハイキングルートとしての整備を優先し、サイクリングルートの整備は将来的な次のステップとして考えているという答弁がありました。

次に、耕作放棄地に関する事項についてであります。葛城市耕作放棄地対策検討支援業務報告書について、他自治体の事例を調査し、4つの施策案と農業公社の設立について検討を行い、来年度は専任職員の配置による地道なマッチング支援や中山間地域でのユズの試験栽培などを実施していく旨の報告を受けました。

質疑では、新規就農者や市民農園、企業農業など、農地の利活用促進に対する具体的な案や策はあるのかという問いに対して、現在は、農地中間管理機構に書類を引き継ぐだけだが、今後は市が窓口となり、地域の農家とつながりながらマッチングできるようサポートを進めていきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、農協や市民も交えた農業振興会議のようなものをつくり、総合的な計画を立てるべきではないか。また、公社の対象範囲や採算性の見通し、大規模稲作農家が作業しやすい環境づくりをどう考えているのかという問いに対して、国の制度改正の動向を見極めながら政策を検討したい。公社の対象は市内全域だが、採算性等の詳細はこれからであり、まずは地道にスタートする。地域計画は現在、中山間地域で話し合いを進めているという答弁があり、さらに、市長から、人員は2名加配する予定で、耕作放棄地を次世代の農地として保全するため、国の補助事業にのせるスモールスタートとして販売ルートが確保しやすいユズ栽培を選択したという答弁がありました。

最後に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。葛城市の近鉄尺土駅周辺の整備事業について、令和7年度の工事完了報告と令和8年度に予定している暫定駅前広場、ロータリーの整備計画について報告がありました。

質疑では、通学路の安全確保は大変ありがたいが、北側歩道が日陰が全くなく、夏場は歩行者や子どもたちが大変である。ベンチの設置はあったが、街路樹など、日陰をつくる対策は取れないのかという問いに対して、ベンチは歩道幅が確保できる場所に設置した。植栽については、管理が行き届かないと見通しが悪くなる懸念があるため、状況を見ながら研究、検討させていただきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、暫定ロータリーについて用地交渉が長期化する中で、仮のロータリーを造るとなると、将来、本工事を行う際に壊して造り直すという二度手間になり、無駄な経費がかかるのではないかと、今後の見通しはどうなっているのかという問いに対して、残り1軒の立ち退きが完了しないと、地下道の延伸や全体完成に至らない。ただし、今回整備する暫定ロータリーの構造物は完成形でもそのまま生かす設計になっており、後から壊して作り直すことはないという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされて、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要を報告いたします。

初めに、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更に関する事項についてであります。

理事者からは、本市で令和7年9月議会で可決した奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変

更について、組合構成市町村全ての議決が得られなかったことを受け、令和8年度につきましても、香芝市を含む市町でし尿処理運搬を行うことになったことについての報告がございました。

委員からは、合意が得られなかった市町の反対理由はという問いがあり、詳しいことまでは分からないが、単価的な問題が一番ネックになったと聞いているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、人口減少等の理由で収集の総量が減っており、増えることはまずないという見立ては共通している。組合として運営している以上、協力しなければいけない部分もあり、共同処理というところの意味合いがこれから課題になってくるとの意見がございました。

次に、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。この件では、まず1点目として、令和8年4月の保育施設の入所申込みの状況について理事者より報告がありました。

委員からは、医療的ケアを必要とされており、通常待機となっている方が1名ということだが、昨年と同じ方かという問いがあり、昨年度と同様の方で、希望されている民間保育所において、看護師の手配が整わないため待機となっている。本市では3歳以上を申込みの基本としてガイドラインを定めており、3歳になられるまでに公立の希望があるかどうかを聞かせていただくなど、令和8年度中に対応していきたいとの答弁がございました。

この答弁を受け、別の委員から、民間保育所における環境整備の状況はという問いがあり、本市で看護師等の募集をさせていただいた経緯があるが、手を挙げていただける方が少なく、民間での雇用となるとハードルが高いと感じている。民間保育所においても医療的ケア児をお預かりできるような環境を整えていただけるよう対応を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、国の法令改正による3歳から5歳を対象とした小規模保育事業が可能となったことに伴う本市の対応について、理事者より報告がございました。

委員からは、本市での実施を検討しているわけではないとのことだが、こういった制度ができる以前に、保護者からそのような希望はなかったのかという問いがあり、小規模で3歳以上をお預かりできる施設がないため、現時点において、希望を聞いていないが、今後ご希望される声については、丁寧に拾っていきたいとの答弁がございました。

次に、学童保育に関する事項についてであります。

理事者からは、学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供に関して、学童利用者や職員を対象に行ったアンケート結果についての報告がございました。

委員からは、アンケートでは、家から持ってきたお弁当が食べたいと回答した子どもが多いが、子どもたちの好きなメニューでなかったというのが大きいと思う。例えばならコープであっても、複数あるメニューから選ぶという手だてが取れるのかという問いがあり、複数メニューでできないか尋ねたが、製造過程が変わってくると、それだけ煩雑になり難しいとのことで、試験的な導入でもあったため、1つの種類でさせていただいた。また、いろいろなお弁当が混ざると取り間違いなどあってはいけいないので、職員の負担も考える必要があり、

今後の課題であると考えているとの答弁がございました。

この答弁を受け、別の委員からは、アンケートでは、条件が合えば使うという方も多くおられるが、本格導入に向けたスケジュールはという問いがあり、保護者の負担軽減という考えから本格導入をしていけたらいいと考えているが、まずは長期休暇中の暑い時期でもある夏休みに、もう一度試験的導入をさせていただく方向で考えているとの答弁がありました。

また、本件では、忍海小学校区学童保育所工事の進捗についてもご報告をいただいております。

次に、こども・若者サポートセンターに属する事項についてであります。

理事者からは、本市及び本市議会宛てに提出されたこども・若者サポートセンターにおける発達支援相談体制の抜本的是正を求める陳情書を受け、執行部側としてどのように受けて受け止めているのかについての報告がありました。

委員からは、様子を見ましょうで終わる。いつまで様子を見たらいいのか分からないという声を保育現場、保護者、教諭からも聞いた。なぜそのように言われるのか、理由はという問いがあり、日々変化していく発達というのは、しっかり様子を見ることで変化が分かるため、巡回相談員を派遣し、現場で先生方と子どもの成長発達の様子をしっかりと確認している。発達というのは、日々越えて様子を見ないと分からないため、点で診断をすることは許されない。そのため、我々は就学支援委員会で、子どもたちが義務教育に上がるときにどういう選択をするかというところに全力を注いでいる。我々が見れる範囲を、様子を見ながら、相談しながら、最終的には医療につなぐということを法律に沿ってやっているとの答弁がありました。

別の委員からは、様子を見ましょうというところで、何かアドバイスが欲しい方がたくさんいらっしゃると思う。保護者対心理士ではなく、保育士、心理士、保健師、保護者、みんなで意見を出し合いやすい環境で話すことができれば、保護者はとても安心すると思うが、そういう場を今後つくっていくことはできるのかという問いがあり、全てのケースに関して検討会議をしているというわけではないが、保育所、幼稚園とは毎月情報共有をしながら、必要に応じて多職種による連携会議等を持たせていただいている。様子を見ましょうの話については、議論になってからも、実際に対応している心理士に聞き取りはさせていただいている。どの心理士も様子を見ましょうという言葉だけで終わっているつもりは全くなく、具体的なことも言っているつもりである。しかし、保護者のお話を伺っても確かに様子を見ましょうという言葉だけが残ってしまっている現状であるので、もっと具体的にほかの言葉を置き換えていないと難しくなってくるかもしれないという話はしている。伝わり切っていないというのは大変申し訳ないところもあり、その辺は注意をしながら、これからも継続して子どもの見守りに努めていきたいとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、あまりにも言葉足らずになってしまうと、保護者は不安から聞き取れていない部分がたくさんある。大切な事業であるので、心理士の先生方は、一生懸命時間をかけてちゃんと説明をしていただきたい。また、言語聴覚士や作業療法士など、多職種との連携を進めてほしいとの要望がございました。

次に、不登校に関する事項についてであります。

理事者からは、本市の不登校の状況についての報告がありました。

委員からは、不登校の率について、全国的に比較すると、小学校はとて下がっていると思うが、何か努力されたことはあるのか。また、今後の課題はという問いがあり、本市で不登校の方が増えている状況にあったため、学校内に子どもの居場所として、I r o o mを設置し、学校に行きやすい環境を整えていっており、その成果が出てきていると考えている。今までは居場所づくりを進めてきたが、今後は不登校を未然に防ぐため、大阪教育大学、帝塚山大学と連携をし、心理教育を学校に取り入れていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、令和7年度についても同じような数字で推移しているのかという問いがあり、教育長より、今の段階ではまだ分からないが、小学校については、減少の少し感触がある。ただ、中学校の極端な減少については、継続率で高い数字が残っていることもあり、難しいと考えている。新規の発生はできる限り抑えられるよう環境整備をさせていただいているが、小学校から中学校に上がるに当たり、不登校になってしまう生徒も一定数いるため、中学校の不登校が極端に下がることは難しいという分析をしているとの答弁がございました。

次に、部活動の地域展開に関する事項についてであります。

理事者からは、地域展開についての経過報告として、令和7年度の総括及び令和8年度の活動体制についての報告がございました。

委員からはアンケートで、平日と休日の指導者の言っていることが異なるという意見があったが、指導者の連携についてはどのように行っているのかという問いがあり、今年はパイプ役として、教育委員会の担当者が地域の指導者と教員の間を取り持って、密に連絡を取り合う形をしていたが、そのようなアンケート結果も出ているため、来年度は調整する会議等をできないか検討を進めているとの答弁がございました。

次に、屋内運動場空調設備整備計画に関する事項についてであります。

理事者からは、屋内運動場空調設備計画の概要版に基づき、検討状況などについて報告がありました。

次に、葛城市新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事項についてであります。

理事者から、葛城市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての報告がございました。

次に、地域福祉計画に関する事項についてであります。

理事者からは、第2期葛城市地域福祉計画等の策定について報告がございました。

最後に、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてであります。

理事者からは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告として、福祉総合ステーションの施設利用者数及び事業収入等についてのご報告がございました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といた

します。

以上でございます。

増田議長 次に、会期中に開催をされました議会改革特別委員会につきまして、委員長より報告願います。

5番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催をいたしました議会改革特別委員会の協議の状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、3月24日午前9時30分より開催をし、葛城市議会基本条例の検証についてと議会改革に関する事項についてを協議案件として、議会改革に関する事項については、議会議員が委員となる各種委員会などについて、また、議員報酬について、政務活動費について、市民懇談会についての4つの項目について協議を行いました。

初めに、葛城市議会基本条例の検証についてであります。

令和8年1月22日開催の議会全員協議会において、議員の皆様へ葛城市議会基本条例の評価についてお願いをし、皆様からいただきました回答について、昨年度と同様に葛城市議会基本条例評価集計表にまとめ、その内容について協議をいたしました。評価や方向性についての意見はなく、評価理由や今後の方向性について、一部記載にふさわしくないものや、理事者との関係において一方的な見解と思われる部分について、修正が必要ではないかとの意見があり、正副委員長において確認をし、修正した後に再度ペーパーレス会議システムに掲載をし、確認いただくことになりました。確認が終了し、この委員長報告が終わりましたらホームページに掲載をし、市民の皆様へ情報公開をさせていただくこととなります。

次に、議会改革に関する事項についてであります。

最初に、議会議員が委員となる各種委員会などについてであります。

令和7年12月10日に開催の本委員会において、令和8年4月1日以降は、引き続き委員として出席する委員会を除き、議会側から新たに委員を選出しないことや、議会から委員は選出しないが、傍聴を希望する委員会の区分分けをいたしました。その内容について、理事者側に正式に内容を告知するため、令和8年2月6日付、議長名で市長及び教育長に通知いたしました。今回は、その内容とその後理事者側と協議をし、委員を退任する日について事務局から報告がありました。その報告を受け、最終的に委員として残る者について、再度割り振りする必要があるのではないかと意見があり、次回委員会までに資料を作成することになりました。

また、傍聴する委員会について、一定の基準で、同じように委員会開催日の告知や出欠の連絡をすべきではないのか。また、各委員会のスケジュール感が把握できないと分からないとの意見があり、各委員会などについて、年間の会議回数などを調査した資料を次回委員会までに作成することになりました。

次に、議員報酬についてであります。

議員報酬については、議員の成り手不足解消や、いろんな年代の方が議員を志すことがで

きるよう、適正な議員報酬額をどのように求め、その後、報酬等審議会などの第三者機関にどのような手順で諮問していくのか、前回の本委員会で意見がありましたので、事務局から過去に本委員会で意見がありました職員の給料との比較、市長の給与月額と議長の報酬月額との比較について資料を基に報告を受けました。また、同時に、葛城市特別職報酬等審議会に議員報酬について諮問する方法などについて説明を受けました。適正な議員報酬については、今後も本委員会で引き続き検討していくことと、報酬等審議会に諮問をお願いする時期については、令和10年度を予定し、次回の市議会議員選挙後の令和12年4月1日から新たな報酬を適用できるように、引き続き協議をしていくことになりました。

次に、政務活動費についてであります。

2月12日から13日にかけて、福岡県田川市と兵庫県淡路市に視察研修に伺いました。その中で学んだことを基に、政務活動費の支給を目指すに当たり、交付の方法や使用用途、交付を始める時期などについて、各委員からご意見をいただきました。使用用途については、委員全員、希望を確認し、視察研修や資質向上のための研修会の参加、チラシの作成、市民との懇談会のための会場費、事務所の賃貸料、資料収集などの意見がございました。今後、使用用途や交付金額などについては、政務活動費の手引書などを作成していく段階で詳細を確認していくこととしました。そのほか、後払い方式での交付方法と、令和9年4月1日交付開始を目指して、引き続き協議をすることになりました。

最後に、市民懇談会についてであります。

市民懇談会について、前回の本委員会において、昨年と同様に、グループワーク形式で期間を開けずに2回開催することが決定をいたしましたので、今後の広報周知の時期を考慮し、会場と開催時期、市民と話し合うテーマについて協議をいたしました。会場については、中央公民館小ホールとゆうあいステーション2階会議室に決定をいたしました。開催時期については、子どもが夏休みである7月から8月、または次回役員改選直前の10月という意見があり、議会のスケジュールや会場の空きなどを確認し、正副委員長で複数の候補日を次回に提示することになりました。テーマについても様々な意見がありましたが、参加した市民の皆様が意見を出しやすいよう、大きなテーマを正副委員長で検討し、次回に提示することになりました。今後は、4月上旬に本委員会を開催し、開催日やテーマ、広報の方法、市民の参加定員、ファシリテーターなどの役割分担について協議をすることになりました。

以上、本定例会中に開催いたしました協議の状況についてでございますが、各委員から活発に意見や提案が出されておりますことを付け加えまして、議会改革特別委員会の報告といたします。

増田議長 本定例会中に開催をされました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。

日程第1、議第3号から日程第5、議第10号までの5議案を一括議題といたします。本5議案は総務建設常任委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま

す。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第3号から議第6号までと議第10号の5議案につきまして、3月11日に開催した総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第3号、葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについてあります。

質疑では、葛城市空家等対策計画を策定しているとのことだが、策定に携わった葛城市空家等対策計画策定委員会が、空家等対策の推進に関する特別措置法の第8条第1項による協議会に当たり、本条例で設置される空家等対策協議会に移行するのか。また、第10条の特定空家等に対する措置については、行政代執行で、第11条の緊急安全措置については、即時執行措置ということかという問いがあり、葛城市空家等対策計画策定委員会については、空家等対策の推進に関する特別措置法の第8条の協議会に当たるものと認識しており、本条例第6条の協議会に移行することになる。本条例で協議会を設置するに当たり、葛城市空家等対策計画策定委員会設置要綱については廃止する方向で進めている。本条例第10条については代執行、第11条については、法的拘束力はないが、条例で定める即時執行措置であると認識しているという答弁がありました。

さらに、第11条については危険回避のための即時強制措置なので、所有者に事前通知なしで実行すると思うが、かかった費用について、市長の判断で免除できるとあるが具体的にどのような場合なのかという問いがあり、現在想定しているのは、所有者等が生活困窮の場合や、相続財産の放棄により相続人全員が放棄したことで請求先がないことなどが想定される。相続放棄による場合に、当該相続財産から費用を徴収できるかについて、今後確認する必要があるという答弁がありました。

その答弁を受け、第11条の緊急安全措置については、普通の空き家であっても、災害時に非常に危険な空き家になることも想定され、所有者に告知しないことから、訴訟になるリスクもあるので、ほかの自治体の事例を含め、研究していただきたいという要望がありました。

ほかの委員から、所有者不明の空き家について、市が相続人の追跡調査をすることは可能なのかという問いがあり、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が調査することが可能であるという答弁がありました。

ほかの委員から、第6条第3項では、協議会は委員10人以内をもって組織するとあるが、行政代執行等、非常に重い権限を任されることになると思うが、どのような方が委員となるのか。また、委員の資格要件をなぜ条例に記載していないのかという問いがあり、現在想定している委員については、弁護士や司法書士、宅地建物取引士のほか、建築士等も検討しようと考えている。また、区長会の会長など、幅広く地域の実情に詳しい方になっていただきたいと考えている。委員資格について明示していないのは、空家等対策の推進に関する特別措置法に幅広く記載されているが、本委員会にはいろんな識見が必要であることから、本条例には現在記載していないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、駐車場に係る手当については、本市も5,000円を上限とするのか。また、現在の職員の駐車場利用の実態と支出予定の金額の規模はという問いがあり、葛城市の駐車場に係る通勤手当は5,000円で、条例のとおりとなり、実態については、従前から自動車通勤の職員の駐車場については、市が確保し、使用者から給料天引きで駐車場代を徴収している。条例改正に合わせ、職員駐車場使用料について、給料からの控除を取りやめる。そのための影響額は、令和7年度当初予算で1,020万円の歳入があったが、その分がなくなることになるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第10号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から質疑や意見等がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

増田議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。
日程第2、議第4号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第4号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第3、議第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第5号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第4、議第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第6号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第6号議案は原案のとおり可決されました。
日程第5、議第10号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第10号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第7号から日程第8、議第9号までの3議案を一括議題といたします。
本3議案は厚生文教常任委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第7号から議第9号までの計3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果を報告いたします。

議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議第8号葛城市立図書館条例の一部を改正することについて、議第9号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについての3議案につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。以上です。

増田議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第11号から日程第15、議第17号議案までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は予算特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告申し上げます。

去る3月5日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第11号から議第17号までの補正予算7議案につきまして、3月16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第11号、令和7年度葛城市一般会計補正予算(第9号)の議決についてであります。

質疑では、総務費、退職手当特別負担金の対象者の内訳及び年代は、また、自己都合退職の方の人数はという問いがあり、60歳を超えて退職される方が2人で1,062万3,000円、フルタイム会計年度任用職員で任用期間が終了される方が1人で4万4,000円、それ以外で、勸奨退職及び自己都合で退職される方が6人で、1,211万6,000円となっている。退職手当特別負担金が発生しない方も含めると、常勤職員は15名が退職予定で、そのうち12名が自己都合である。年代については、20代が1人、30代が7人、40代が3人、50代が1人となっているとの答弁がありました。

答弁を受け、委員からは、人事課でもう一度できるだけ退職者を減らすための施策を取っていただきたい。30代、40代、50代の中間管理職の方が抜けられると、業務にも支障を来し、非常に大きな損失となっている。葛城市役所の人材として大切に扱い、育成いただくようお願いしたいとの要望がございました。

また、別の委員からは、いろいろな努力をされている中で、退職者が今年も減っていない状況であるが、市長の考え方はという問いがあり、阿古市長より、一番大きな原因は社会の変化だと考えている。転職することへのハードルが低くなってきており、葛城市においても、新卒者を含めて中途採用を行っている。今の社会に対応した採用の在り方であるが、それもやはり退職がしやすい条件を与えているというところである。今の社会情勢に合わせた形の雇用を行政内部でどう考えていくのか。また、個々においては、いろんな家庭の事情や状況の中で退職される方もおられるので、その辺のフォローの在り方は研究していく必要がある

ある。できるだけ終身雇用に近い形で持っていければという思いで努めているとの答弁がございました。

次に、総務費、市有財産管理事業の減額理由及び債務負担行為補正、(仮称) 當麻複合施設整備事業の増額理由はという問いがあり、(仮称) 當麻複合施設の整備工事については、工事の着手時期が約3か月ずれ込んだ。それに伴い、工事の出来高については当初は34%程度で想定をしていたが、実際には14%程度ということが見えてきたため、今年度の当初予算額から今年度の出来高に対する支出額の差額を減額補正させていただく。また、同じく工事監理委託料についても、同じ出来高が連動するため、当初予算額から今年度の出来高に対する額を差し引いた金額を減額している。債務負担行為の補正額についても同じく連動しており、2か年にわたる工事の前年度分、竣工出来高が低く見積もられるため、自動的に令和8年度分の出来高が増額となり、ただいま減額補正させていただいた分を債務負担行為の令和8年度分で増額補正させていただくとの答弁がありました。

次に、民生費、物価高対応ひとり親家庭等応援手当について、事業内容は、また、対象者となる基準日等はあるのかという問いがあり、奈良県において、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ひとり親家庭への物価高対応支援として、児童扶養手当受給世帯に対し、子ども1人当たり2万円の支給を県全体で実施できるよう、県の2月議会において令和7年度補正予算案として上程され、現在審議されている。市部の移住者に対しては市から支給し、県から補助金をもらうという形で事業実施に協力いただきたいとのことで、本市においても、県と同じく令和7年度補正予算で計上をしている。支給時期については、県は令和8年6月以降を予定されており、全額を令和8年度へ繰越しされる予定のため、市も県と同様に繰越しをし、支給したいと考えている。対象は、令和8年2月の受給者として認定されている世帯としており、それ以外の方は対象にならない予定であるとの答弁がありました。

次に、土木費、国鉄・坊城線整備事業費について、増額理由、現在の進捗状況、今後の整備スケジュールはという問いがあり、国庫補助金の内示額が当初見込額を上回り、それを最大限に活用するため、工事費として増額補正するものである。増額した工事費のうち、令和7年度の決算見込額を差し引いた分については、今年度に関係機関と施工協議が整った国道24号線と国鉄・坊城線等の交差点改良工事を行い、次年度に繰り越して令和8年度当初予算と合算した中で、早期に完成を目指す。令和7年度の主な進捗としては、国鉄・坊城線の架道橋をくぐった甘田川の橋の手前、西側の用地協力をいただいた部分に対して道路改良工事を行った。令和8年度以降の予定としては、国道24号と国鉄・坊城線が交わる交差点に、右折レーンの設置という形で道路改良工事をさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第12号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいた

しました。

次に、議第13号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第14号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議第15号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、営業外収益の受取利息及び配当金について、当初から変更はないと思うが、新たに何か利息が返還されるようなことはないという理解でいいのかという問いがあり、当初どおり予定している。土地開発公社への貸付けのことで理解するが、受取利息はいつ返ってくるのか未定であったため、利率だけを設定し、利息については予算として計上していないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第17号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の補正予算の審査報告といたします。

以上でございます。

増田議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第9、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第27号から日程第24、議第26号までの9議案を一括議題といたします。

本9議案は予算特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 去る3月5日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました令和8年度当初予算9議案につきまして、3月17日から19日までと23日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議第27号、令和8年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。歳出の総務費では、公共バスの運行事業の予算が令和7年度と比較して増額となっている理由はとの問いがあり、公共バス運行委託料が人件費や燃料費等の増加により約530万円増額し、地域公共交通活性化協議会補助金が計画見直しの経費として約300万円増額したことが主な理由であるという答弁がありました。

また、別の委員から、公共交通無償化事業補助金については、令和3年度にコロナ禍の運行事業者支援や地域活性化を目的に開始し、高齢者の移動支援の意味もあると伺っているが、

コロナ禍が明けた現時点で見直し、高齢者支援は別の予算立てをしたほうがいいと思うが、どういふ見解かとの問いがございました。利用者をさらに増やしたいという思いがあり、増えた段階で見直し等を検討したいと考えている。また、高齢者の声を把握するアンケートは、来年度の計画見直しの際に実施し、その結果を踏まえて今後の在り方を検討したいという答弁がございました。

また、別の委員からは、道の駅かつらぎ多目的広場の整備に係る測量設計委託料の内容はという問いがあり、芝桜まつりの会場である道の駅かつらぎの多目的広場が斜面になっているので、利用しやすい形態に変える工事を考えており、そのための設計委託料となっている。現時点で想定している案としては、棚田のように2段階程度で平らにするということを考えているが、他の案も含めて検討していきたい。また、多目的広場の下の草が生えている場所を最終的にどうするかについても、測量設計業務の中にも含めているという答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、この測量設計等委託料に関する事業費の総額見込みはという問いがあり、地域未来交付金を活用して3か年計画で考えているもので、概算で1億5,000万円程度と算出しているが、仮定の段階であることから、案ができ次第、提示させていただきたいという答弁がありました。

この答弁を受けて、本来ならば、所管の常任委員会で全体概要を説明した上で予算の審査を行い、認めていく形にしないといけないと思うという意見がございました。

次に、民生費では、敬老年金について、将来の見通しとして1億円を突破する時期はいつ頃か。また、地方自治体が独自に実施する法的な根拠はという問いに対し、令和11年度頃には1億円を超える見込みである。経緯としては、昭和47年、旧新庄町において、高齢者の永年にわたる社会貢献に敬意を表するために始まった全国でもまれな事業で、平成12年の介護保険制度創設により、高齢者負担の在り方が大きく変わる中で、合併協議会において、負担は低く、サービスは高くという市民の皆様との約束により継続し、今日に至っているとの答弁がありました。

この答弁を受け、全国的にも珍しく、同じような事業をされている自治体でも廃止をされた。昨年度検討するという答弁があったが、その状況は、また、クーポン券等で配付することはできないのかという問いがございました。毎年検討はしている。直接市民の方の声を聞くと、廃止が厳しい状況で、もらわれた方は非常に喜んでおられる。財政面も含め、今後一層検討していきたい。また、クーポン券等についても、85歳以上の方であるため、現金のほうがいいという声を聞いているので、変えることは難しいと思う。民生委員の負担軽減などを含め、研究していきたいとの答弁がありました。

また、市長からは、高齢化人口のシフトが1つの大きな要因となっているが、非常に温かい制度であり、今は見守りという部分に意識を持った制度に変わってきている。世代間バランスの、地域の人口構造の見通しで考えていく必要があるが、バランス的には負担できる可能性はあると考えている。ただ税金の配分の方について、その配分が不可能であると考えたときには、市民の皆様には、サービスの変更について了解をもらう必要があると考えている。総合的な判断の中で継続している状況であるが、時代によって変化することは大切であ

るため、研究をしてみたいとの答弁がありました。

次に、衛生費では、負担金補助及び交付金のアピアランスケア支援事業補助金について、利用状況はとの問いがあり、令和8年1月までの実績として、医療用ウィッグが20件、36万7,500円、乳房補整具が5件、5万3,000円となっている。助成金の対象となった購入金額としては、医療用ウィッグが17万円以上の高額なものを購入された合計を除き、平均5万9,674円、乳房補整具が平均2万2,067円となっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、医療用ウィッグの購入金額が助成金の上限額に対して高いと思うが、助成の範囲を広げることにについて、市の考えはという問いがあり、上限額については、奈良県の補助金交付要領で定められた補助基準額及びアピアランスケアセンターにおいて示された情報から設定をしているが、現在の平均購入額が設定を上回っている状態については、十分認識をしている。一方で、奈良県下の多くの市民において同じ助成額となっていることもあり、現時点では事業の周知をさらに進め、より多くの方に制度を活用していただくことに注力をし、今後は申請件数や実際の購入価格なども継続的に把握しながら、他の自治体の動向についても情報収集を行い、助成額の在り方について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農林商工費では、新規事業である企業誘致事業調査委託料の内容と対象場所はという問いがあり、葛城市が企業誘致に取り組んでいることのPRを行うとともに、企業に対して、移転等の意向調査を行うもので、調査対象の企業は、過去の相談から従業員の通勤距離を重視する声が多かったため、東大阪や八尾など、近隣エリアをターゲットとしており、現在その企業に勤務している方の通勤時間等を考慮し、市内から1時間以内の地域にある県内外の企業、約500社程度を想定している。場所は新村工業系ゾーンを想定しているという答弁がありました。

また、この答弁を受け、別の委員から、新村工業系ゾーンについて、当初令和8年度に企業誘致という計画であったと思うが、計画どおり進んでいるか。農振法改正による影響と対策はという問いがあり、新村工業系ゾーンについては農業関連の補助事業の水路整備事業があり、令和8年4月1日までは、農用地除外の申出をすることができないという状況であったが、制限が解かれたため、エンドユーザーを探す調査を実施する。また、令和7年4月から農振法改正により、農用地を除外する際に同面積を編入しなければならないという厳しい要件になっていたことが課題である。しかし、エンドユーザーが確定するなどの条件を満たせば要件が緩和される場合があるため、今回の調査で条件に合う企業を見つけたいと考えている。県とも情報共有を行っており、制度見直しのタイミングも図りながら進めていきたいという答弁がありました。

また、市長からは、就任当初から約8ヘクタールの新村工業系ゾーンを実際に利用できる形にしたいと取り組んできた。農振法改正の話が出たため、県と国へ陳情に行き、別枠で対応できないか要望して、一定の理解を得ている。ただし、別枠扱いにするには、進出企業が確定しているなど条件がある。そのため、金融機関等にも相談しながら、具体的に活用できる時期を示して企業にアプローチをし、最終的な約8ヘクタールの確定まで持っていきたい。

当初の予定からは変更があるが、5年後の農振法見直しの時点までに確定をさせたい。企業誘致は、税の増収だけでなく、将来葛城市に住む子どもたちに働く場所を提供するという大きな目的があるため、民間企業から選ばれる環境づくりを進めていくという答弁がありました。

次に、土木費では、屋根つきベンチの設置について、設置数と設置場所及び台風や盗難対策はという問いがあり、設置数は14か所で、當麻地区と新庄地区にそれぞれ7か所を想定している。場所については、(仮称)西の山の辺の道ルート沿いの市道で、商工観光プロモーション課と協議をしながら考えている。また、対策については、ベンチ自体の重さが60キログラムであり、更に40キログラムのおもりをつけ、総重量100キログラムであることから、現時点で動かないと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、ベンチの設置に当たり、おもりや固定の仕様などについて、何らかの基準はあるのかという問いがあり、ベンチの設置に係るおもりは固定しておらず、また、メーカーが示す台風時における風速基準は風速20メートルまでなら100キログラムの重量は大丈夫と聞いている。今後盗難や災害リスクの観点から、改めて対策を検討していきたいという答弁がありました。

次に、消防費では、葛城市内の防災士の資格を有している方は、他市町村と比較すると多いが、地区に偏りがある。地区担当制にするなどの対応は、また、防災士がいない地区についてどのように対応しているのかという問いに対し、葛城市は、奈良県内でも人口当たりの防災士資格者が非常に多いが、各大字別で見るとかなり差があることを認識している。大字区長から防災士の候補者を推薦いただいても、奈良県に申し込む段階で公平を期すため、抽せんとなるので、葛城市で操作することができない。葛城市の防災士は葛城市防災士会に属しており、活躍をされている。ふだんから大字等に出向き、防災に関する啓発や知識の伝達、災害現場に行かれたときの体験談等、非常に熱心に啓発、指導をいただいている。そのような観点から、防災士の皆様には、ご自身の大字であるか否かに分け隔てないと感じている。葛城市に災害が起こったときに備え、防災士の皆様は共助の要として活躍、活動されているので、防災士会と意見交換をしながら、できる限り市内全体をカバーしていただけるようお願いしたいと考えているという答弁がありました。

次に、教育面では、部活動の地域展開について、令和8年度から平日は学校で土日は地域クラブで活動することになるが、生徒派遣助成金についてどのようになるのかという問いに対し、部活動の地域展開における令和8年度の公式戦については地域クラブでの参加を予定している。選手の派遣は学校からではないので、生徒派遣助成金ではなく、部活動の地域展開事業からの支出を予定しているとの答弁があり、これを受け、平日は学校でクラブ活動をしていて、土日に地域クラブに入っていない生徒は公式戦に出られないということかという問いがあり、なかなか難しいことであるが、地域クラブからの出場を予定しているので、公式戦に出られないことになると考えられるという答弁がありました。

この答弁を受け、土日の地域クラブに参加するには費用が発生する。平日にみんなと一緒にクラブをしても、公式戦には土日に地域クラブに参加しなければ出られないということで

あれば、子どもの中で溝ができたり、家庭の事情も出てきたりするもので、何らかの形で解消できるよう検討していただきたいという要望がございました。

次に、歳入では、法人市民税において、令和7年度当初予算と比較して2,000万円の減収となっているが、その理由と今後の増収対策をどのように考えているのかという問いがあり、均等割については、前年度と同額で、法人税割についても2,000万円の減額を見込んでいる。企業収益が回復しているという報道もあるが、物価高の影響や適切な価格転嫁ができていないこと、また、デフレ脱却に向けて、従業員の賃金増、設備投資による影響等で、法人として収益が想定しているより上がっていないと推察している。今後の見通しについては、政府の月例経済報告で景気は穏やかに回復してきており、個人消費や事業所の設備投資の持ち直しの動きが見られるなど、経済全体が持ち直しできている状況が報告されていることから、景気の上振れによる法人市民税の増収を期待している。引き続き、経済情勢を注視していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、市税は自主財源の根幹であり、企業収益を増やしていくためにも、新しい企業を呼び寄せることについて、関係部署とより一層の連携が必要と考えるという意見がございました。

最後に、総括質疑では、昨年10月に市議会から提出された市民からの要望について、令和8年度予算でどのように反映されたのか。また、その要望書が、役所庁内でどのように周知され、市長はどのように指示をされているのかという問いがあり、(仮称) 當麻複合施設周辺エリアにぎわい創出や尺土駅前周辺整備、耕作放棄地対策など、様々な分野で要望に対する予算化を行っている。また、単純に予算化することなく、職員自ら実施するものや、民間の企業の手も借りながら、それぞれの分野で様々な取組を行っている現状も確認している。

なお、要望書については、公文書として市長決裁を経て、予算編成開始から多少遅れはあるが、当初予算に反映する形で周知しているという答弁がありました。

また、市長からは、要望書は市長決裁で終わった後、担当部署に知らせて対応していくのが通常の流れであり、今回の市議会からの要望書についても、担当部署で精査を行い、予算編成で取り上げられるものは予算計上していくという形になっているという答弁がございました。

この答弁を受け、議会からの要望書は非常に重いものであるため、迅速に各部署へ指示や情報共有を行い、組織の下までしっかりと浸透するような体制をつくっていただきたいという要望がございました。

また、別の委員からは、総合計画や総合戦略の下に、実行に移せる総合戦略をつくり、社会情勢の変化に合わせて柔軟に軌道修正をしていく必要があると考えるが、そのための話合いの場をどのように考えているかという問いがあり、総合計画は10年間の計画のため、5年をめぐりに見直しを行う予定であり、毎年の評価審査会での意見を踏まえ、見直しも可能であるとするが、市の根幹に関わる計画で、議決案件となっていることから、大きな変更は慎重に行うべきだと認識しているという答弁がございました。

また、市長からは、行政ベースとしての総合計画等の10年スパンの計画のほうが良いと考

えているが、社会の変化に迅速に対応するため、行政内部でその変化をどう消化していくかが課題と感じている。行政内部に戦略室を設けたり、外部の意見を聞く部署を設けたりするなど1つの考え方として、仕組みを整理し、今回の計画にベースとなる考え方を盛り込みたいと考えているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第19号、令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳入の国民健康保険税について、減少理由は、また、国保税逃れが大きな話題となったが、国の対応はとの問いがあり、保険税の減少は、被保険者数の減少によるものである。令和7年2月と令和8年2月で比較すると、被保険者数は348人減少しており、後期高齢者医療への移行や社会保険の適用の拡大が大きな理由となっている。いわゆる国保税逃れの国の対応としては、対策を検討していくと聞いているとの答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第20号、令和8年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、新規で計上されている訪問型サービス・活動B事業補助金の事業内容と対象となる団体の例はという問いがありました。清掃、草引き、病院送迎などの生活支援を地域で支え合いながら行っている団体に補助金を交付する制度で、生活支援に対する補助基本額は年間12万円で、車両を利用した生活支援に対しては6万円を加算し、立ち上げ時には5万円を支給予定である。現在、市内で活動している3団体に補助する予定であり、ほかに他の自治会で組織された場合も、申請いただき、相談をいただければ補助を検討しようと考えているという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第21号、令和8年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、一般会計繰入金について、給食費の無償化の関係で、4億円余りの金額となっている。この財源措置は、国からの交付金だと思うが、何の交付金が充てられているのか。給食の食材費について、今後の物価高騰対応をどのようにお考えか。あわせて、地産地消についても、現状はという問いがあり、今回の給食費負担軽減交付金は学校給食特別会計に歳入として計上しており、補助金は国、県それぞれ2分の1ずつで、市の負担はない。市に対しての交付金や交付税措置はないので、一般会計には上がっていない。物価高騰に伴う対応として、主食や牛乳以外の給食材料の調達は、給食センターで見積り合わせ等を行っているので、1円でも安く購入できるように努めている。地産地消について、葛城市産の野菜の地産地消率は令和7年度2月末時点で23.99%で、令和6年度の決算では20.74%であったことから、増加をしている。また、市内産の米と野菜を合わせた地産地消率は令和7年度2月末時点で56.11%となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、給食の材料費の物価高騰については、今後、質が落ちないように、また、無償化になった影響でみすばらしくなったという声が出ないように、補正予算で対応してい

ただきたいという要望がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第22号、令和8年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、霊苑管理料について、全体の利用区画数の増減は、また、合葬墓等についての検討はされているのかとの問いがあり、令和8年1月末現在、総区画数1,680区画のうち、使用していただいているのが1,217区画で、使用率は72.4%となっている。近年の推移については、墓じまい等もあり、年々減少傾向にある。合葬墓については、市営墓地の残区画がまだあるため、現時点では考えていない。これからも利用者が増えるよう啓発してまいりたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第23号、令和8年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、介護認定支援システム使用料の標準化関連経費分については令和7年度より増額となっているが、広陵町との共同運用のシステムに関してはこれから標準化の対応をするという意味かという問いがあり、標準化システムは令和8年3月16日に稼働を開始している。ガバメントクラウドの移行に伴い、保守範囲の拡大やセキュリティーレベルの向上、回線使用料の追加などにより、金額が増加した。当初は広陵町と別々のクラウドで構築する想定であったが、デジタル庁から1つのクラウドで対応できる可能性が示された。費用は抑えられたものの、依然として高額である。全国的に指摘されていることであり、デジタル庁も対応を検討中とのことなので、その動向を注視していく。なお、広陵町と別々に認定審査会を運用すると、委員の負担や人件費等が2倍かかるため、2つの自治体で経費を折半し、運用したほうが効率的であるという結論に達しているという答弁がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第24号、令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、保険料負担金が増額となっているが、内訳はどの問いがあり、医療分が5億7,875万5,000円で、令和7年度に比べると3,335万7,000円の増となっており、令和8年度については、新設される子ども・子育て支援金分で1,380万円が追加となっている。保険料が増額となった主な理由としては、被保険者の増加、保険料の見直しに伴う保険料の引上げ、子ども・子育て支援金分の追加であるとの答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第25号、令和8年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、営業外収益の受取利息及び配当金について、令和7年度と比較して、令和8年度は37万2,000円増額となっているが、その理由は、また、水道の資金を預けたり貸し出したりする際の基準などはあるのかという問いがあり、増額理由は各金融機関等に定期預金の利率を確認した結果、去年に比べると多少利率が上がっていることが判明したので、その分

を予算計上させていただいた。貸付け等の基準は、葛城市水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程というのものが、その第9条に、管理者は、資金を安全かつ有利に運用することができるかと認められる者に対し、貸付けすることができるかと記載があるので、その基準に基づいて貸付け等を行っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、取扱規程の第9条に規定がある有利という基準はという質問に対して、銀行の定期預金について利息等が貸付金利より低い状態で運用しているので、銀行金利に比べて利息が少し有利であるという答弁がありました。

この答弁を受けて、他の委員が、本当に金融機関の金利のほうが低いのか。水道の資金については市民の財産でもあるので、安全かつ有利に運用していただくことが重要であると意見がありました。

他の委員からは、受水費の県広域水道企業団からの受水が非常に高くなっているが、自己水との割合は、また、取水施設等新設詳細設計業務委託で1,900万円余りが計上されているが、これはどういうものなのかという問いがあり、令和8年度当初予算における受水率は約32%を予定している。取水施設等新設詳細設計業務委託については、令和7年度で進めていた新規水源の調査検討業務の中で、岩谷池について水源として取水できる可能性が非常に高いことから、岩谷池から水を導水するための必要な取水施設として、ポンプ設備や浄水場までの導水管の引込み等に係る詳細設計を委託するものであるという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第26号、令和8年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、公共下水道環境整備事業でストックマネジメント修繕改築計画とウォーターPPP調査業務についての説明があり、令和7年度はストックマネジメント修繕改築計画に関する予算が計上され、令和8年度にその工事費が計上されている。一方で、令和8年のウォーターPPP調査業務委託料が計上されているが、同様の業務を令和8年度まではストックマネジメント修繕計画に従い、令和9年度以降はウォーターPPPによる新たな計画を立てなければ補助金ももらえないということになっているのか。ストックマネジメント修繕改築計画とウォーターPPPに基づくものとの関係はという問いがあり、ストックマネジメント修繕改築計画とウォーターPPPとは基本的に切り分けて考えていただきたい。ストックマネジメント修繕改築計画は、平成29年度にストックマネジメント基本計画を策定し、平成30年から令和4年までの5か年計画で、下水道汚水幹線にカメラ調査を実施している。それに対する修繕改築計画ということになる。修繕改築計画では、緊急度を3段階に定めており、緊急度Ⅱ判定について必要な対策を5年以内実施する必要から、令和7年度に実施設計を委託し、令和8年度に交付金が下りれば工事を実施していく。工事の工法は、管更正という形で、下水道管内に膜を張る工法で実施したいと考えており、それがストックマネジメント修繕改築計画の予算取りになっている。ウォーターPPPのほうに関しては、最終的にストックマネジメントの交付金をいただくための交付要件ということで、令和9年度からこの下水道管改築の交付を受ける要件となっているので、予算取りをさせていただいているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
以上でございますが、このほかにも各委員から活発に多くの質疑がなされ、意見、要望が出されましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

以上でございます。

増田議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第16、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 私は、令和8年度葛城市一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

令和8年度葛城市一般会計予算の歳入歳出は、217億1,700万円、昨年度、令和7年度当初予算よりも11.6ポイントも増加し、葛城市制始まって以来、最も規模の大きな予算となりました。では、この予算におきまして、今、国民、市民が苦しんでいる物価高騰の対策が、葛城市独自の施策として、令和8年度予算に新規事業として計上されているのでしょうか。令和7年度補正予算に計上され、5月以降に配付が予定されている市民1人当たり1万円のクーポン券、あるいは先ほど報告もありました、これも補正予算で県のほうからいただく児童扶養手当、1人当たり2万円の給付、こうしたものは、いずれも国あるいは県の物価高騰対応地方創生臨時交付金を使った予算であります。葛城市独自の上乗せはありません。さきの総選挙では、全ての政党が様々に消費税減税を公約として掲げました。消費税率は変わりませんけれども、物価が上がれば支払う消費税分は、増えてまいります。物価高騰が続く中で、市民の消費税負担、地域の事業者の消費税負担は重くなっております。それが、葛城市一般会計において見ますと、消費税10%のうち1.1%相当が、葛城市に交付される地方消費税交付金が、令和7年度8億5,000万円から、令和8年度9億5,000万円と1億円以上も増額となっております。つまり、消費税の増額分が葛城市におきましては、こうした一般会計における歳入の増額として入ってきているわけでありまして、これらの増収分は、まさに物価高騰による消費税の増収であり、これについては、私は、物価高騰対策にメリハリをつけて、しっかりと予算計上すべきであったと考えております。例えば水道料金の基本料金の減免など、葛城市でもできることはあるわけでありまして、そうした消費税対策、物価高騰対策として、はっきりとした施策がこの令和8年度葛城市一般会計予算にありませんので、このことが1つの反対理由であります。

さて、市長は施政方針におきまして、葛城市について、行政サービスにおきましては、今や全国的にもトップレベルの評価をいただくまでになりましたと自画自賛されておられます。しかし、トップレベルと言えるのは、例えばゼロ歳から2歳までの保育無償化、あるいは

は子ども医療費18歳までの完全無償化など、言わば現物給付、給付サービスについてのレベルであります。先ほどありました葛城市には全国にもないような敬老年金などの現金給付まで行われている。しかし、広く葛城市が行うべき公共サービスを見てどうでしょうか。例えば子育て支援拠点事業におきましては、葛城市民がお隣の市の施設を利用している。土日の開設が葛城市で行われなかったために、葛城市民が他市で利用している。あるいは、文化ホールでは、今、マルベリーホール友の会の会員が減って、そして、これもまた、違うお隣町の文化ホールの会員に葛城市民がたくさん入っている。こうしたことが近隣市で話題になるぐらい、葛城市の公共サービスについて遅れた分野があります。これらについての手当てが本予算ではありません。私は、こうした葛城市の給付サービスを誇るのではなく、公共サービスでまだまだ改善すべきところ、こうしたところにしっかりと焦点を当てるべきではないでしょうか。そして、こうした公共サービスにおきましては、それを担う職員さんのまさに経験、創意工夫が大切になるところであります。ところが、葛城市一般会計予算におきましては、長く職員数を抑制してきました。そして人件費も抑制してきました。このことが今、葛城市の公共サービスを展開する上で大変うまくいかない、なかなか事業が進まない、そんな事態が起きてきているのではないのでしょうか。先ほど予算特別委員会の委員長報告にもありましたけれども、令和7年度には30代の、これから葛城市の市政を将来担っていくべき30代の方が7名も自己都合退職されておられます。私は葛城市の職員の処遇を改善する、あるいは定員についても、もっと公共サービスを充実させるためにはこれは必要な定員増が必要だと考えます。しかし、こうした面におきまして、令和8年度葛城市一般会計予算につきましては、引き続き職員の定員についても抑制している、こういう内容になっておりますので、私は賛成するわけにはまいりません。

以上の理由から令和8年度葛城市一般会計予算に反対いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

木村公議員。

木村議員 私は、令和8年度葛城市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

今回の予算につきましては、令和7年度を上回る大変大きい予算になっております。いろんな事業がさらに大きく前に進む予算になっていると感じました。また、ふわふわドーム等の遊具などの建設により、屋敷山公園のにぎわいの期待のできる予算になっておりますが、いま一度、建設の前には全体の安全面や動線をしっかり考え、取り組んでいただきたいです。全ての予算が、これからの葛城市のため、葛城市民第一で、いろんな専門家の意見をしっかり聞いていただき、進めていただきますよう、意見をさせていただきます、私の賛成の討論とさせていただきます。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

靄本義明議員。

靄本議員 議第27号、令和8年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本予算は、理事者のご尽力により、市民生活の安定と向上に資するものと評価いたします。今後の事業執行を期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

杉本議員。

杉本議員 私も一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

市民の皆様の声の反映という意味で、今回の予算も体育館、市民体育館から小学校の体育館、暑さ対策でクーラー、暖房を入れていただく、これも大きな予算になりますけれども、日々の財源確保のため、昨日も当麻の複合施設を見に行ったんですけども、すごい変わりますよね。これってやっぱり日々皆様の財源の努力したり、ほんで、それ、余裕があるからやっていたら、ぎりぎりで行われるんだったらやる場合ではないと思うので、こういった努力というのはやっぱり垣間見えると思います。そして、市民の皆様、議員の皆様の声をしっかりと反映させるべく努力されているなど一定の評価をさせていただきます。

引き続き、そういった努力は怠らずにやっていただきたいんですけども、やはり最後に市民サービスの見えないサービスというのを皆さんに心がけていただきたいなと思います。これも毎回僕、申し上げていますが、やっぱり我々が議決した予算を最大限有効に活用していただき、議員の皆様の、この前の予算の参考にしていただく意見などあったと思います。あとは監査委員の報告書なども参考にしていただいて、しっかりとこの予算をフル活用していただきますよう心からお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27議案を電子表決システムで採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論をいたします。

奈良県国民健康保険に統一されてから、想定された以上に国民健康保険の加入者が減少し続けております。葛城市も例外ではありません。そのために国民健康保険制度の存続が危ぶまれております。加入者が減れば会計が大変になり、その結果、更に国保税を引き上げるという悪循環が起きております。また、国保税逃れを目的とした、言わば脱法的な社会保険加入については、国も対応検討するとしておりますけれども、根本的には、国保税が社会保

険料と比べて大変高いことに原因があります。その原因の1つが国保加入世帯の世帯一人一人に対して均等割が賦課されている上に、世帯所得を基に所得割が賦課されているからであります。公費を1兆円投入して、社会保険料と同じように所得割にすれば、国保税も社会保険料並みに下げることができます。こうした国保制度の改善につきましては、まさに全国知事会、全国市長会が繰り返し政府にも要望しているところであります。さらに言えば、この均等割が所得のない子どもにもかけられていること、このことが国保税を大変重くしている原因となっております。社会保険では、扶養家族として子どもには保険料はかかりません。しかしながら、国保税では、所得のない子どもにもかけられる。そのため、独自に子ども均等割を減免する地方自治体も増加しております。そのため、国、県も未就学児については、均等割については半額免除とするに至っております。しかし、まだまだ18歳まで、この国保税の子ども均等割はかかっております。これについては早急に減免すべきだと考えます。

さて、令和8年度から国保税の賦課限度額が引き上げられることとなります。応能負担原則からは、必要な引上げだとお考えはしますけれども、しかし、子どもの均等割があるために、子どもの多い世帯ほど、子どものいない世帯と比べて、低い所得水準で賦課限度額に達することがあります。この引上げによって、国保税の賦課限度額は109万円にも及びます。年間109万円の国保税を支払うことになる世帯につきましては、子どもが多いほど低い所得で、この109万円の限度額に達するわけであります。ここにも子ども均等割による負担があります。今日の子育て支援ということが国民的課題になる中で、こうした子どもの均等割、一刻も早く廃止すべきだと考えます。

以上、高過ぎる国保税、さらには、子どもの均等割という不合理な制度がある、その下での令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算となっておりますので、これに反対いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

8番、吉村始議員。

吉村議員 ただいま議題となっております議第19号、令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

まず、改めて国民健康保険制度の意義について申し上げます。ご承知のとおり、日本は国民皆保険制度を採用しております。全ての国民が何らかの公的医療保険に加入することが法律で定められています。これは病気やけがの際に、誰もが安心して医療を受けられる社会を実現するための仕組みであります。中でも国民健康保険は、自営業者やフリーランス、無職の方など、職場の健康保険に加入していない方々を支える重要な制度であります。国民健康保険は、これもよく言われることでありますけれども、最後のとりでとして、誰一人取り残さない医療の実現に向け、不可欠な役割を担っています。しかし、近年は、先ほど谷原議員も触れられましたように、年々被保険者が減少しております。また、高齢化や医療費の増額など、深刻な課題に直面しています。こうした状況の中、平成30年度から国保の財政運営が市町村単位から県単位に移行し、令和6年度には県内での保険税水準の統一が完了し、令和8年度で3年目となります。また、令和8年度から歳入に、子ども・子育て支援金分現年

課税分が加わります。いずれにせよ、保険税率の決定におきましては、被保険者にとって過度な負担とならないよう、葛城市におかれましては、県と密接に連携し、慎重に調整を図られることを強く望むものであります。国民健康保険制度を取り巻く環境は年々そうでありまして、今後一層厳しさを増すと見込まれます。医療技術がますます高度化して医療費が高騰するほか、高齢化の進展や現役世代の減少、さらには無職や低所得世帯の増加といった社会問題が重なっているからであります。こうした社会問題の背景には、インフレの進行や国際情勢の不安定化なども原因とする急激な物価の高騰があり、それに対して特に中小、零細企業等におきましては賃金の上昇が抑制、停滞し、家計の可処分所得が圧迫されて、生活水準の維持が困難な状況が続いていること、さらには就職氷河期世代への十分な支援も今もって欠如しているということといった構造的な問題があるというふうに私は考えております。このような状況の中で、本制度を未来につないでいくための苦渋の選択があるということも理解しなければなりません。葛城市の被保険者が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、財政の健全性と制度の持続性の両立に向け、引き続きご尽力いただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療保険は2年ごとに保険料を改定しており、令和8年度は改定年になります。今期は令和8年度からは、均等割額で5,600円、所得割が0.08%引き上げられる予定であります。それを前提した予算となっておりますので、賛成できません。主な後期高齢者の収入は年金収入であり、物価高騰に追いついておらず、実質年金額は減少しております。その中の引上げとなる、これは認めることはできません。後期高齢者医療保険の引上げの妥当性について、現役世代の社会保険料負担軽減を理由とする意見もありますけれども、賛成できません。日本の人口は高齢化率が上昇しながら減少してまいりますので、そうした理屈によれ

ば、現役世代の老後は更に厳しい医療保険料負担となってしまいます。現在の利益のために、未来の負担を大きくすることになってしまいます。こうした世代間対立をもたらすことなく、また、現役世代の国民負担率を上げることなく、社会保障を維持していくためには、国民経済の成長が鍵となります。生産性を上げても、その利潤が株価引上げのための自社株買いや高額配当に費やされて、日本社会に全く還元されず、海外の機関投資家に流れていく。賃上げや設備投資、研究開発費に投資されない。こうした株主資本主義を是正することなしに真の解決はありません。長年日本において厳しく規制されてきた自社株買いが、2006年、平成16年に規制緩和によって解禁された結果、賃金が上がらない、経済の成長がない今日の事態を招いています。日本共産党はこのことを告発しましたけれども、その告発は経済界からも歓迎されるような事態となっております。停滞した国民経済の下で社会保障を行うために、どちらかが負担をする。高齢者が負担をするのか、若い世代が負担をするのか、まさに限られたパイを世代間で奪い合うようなことが起きてしまいます。根本的にこうしたことを解決するためにも、生産性の向上を賃上げなどで社会に還元することによって、国民負担率を抑えていくことが真の解決ではないでしょうか。

以上の理由から令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算には反対いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

9番、奥本佳史議員。

奥本議員 私は議第24号、令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

75歳以上が該当する後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療を支え合うためにつくられ、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営するものであります。先ほどの反対討論の中で、高齢者の実質年金が減少となるという話がありましたけれども、これは同時に現役世代の負担も増加するということにつながっております。これが一概に世代間対立を招いているかというところは、いろんな要素要因がありますので、それが原因だけとは限らないと思います。また、経済成長の重要性というところで、それは一致するところなんですけれども、これが一概に株主資本主義が原因であるとも言えないと思います。いろんな要素が重なり合って、この制度がどういうふうになれば持続可能になるかというところは検討されているところでございます。また、2025年度には全ての団塊世代が75歳以上に到達して、現役世代の負担の増加が更に進むことが予想されております。やはりこれにおいても医療保険制度の持続可能性をどう考えるかが今後の重要な課題となっております。以上については、奈良県全体で今後ますます増加が予想される高齢者医療費に対しまして、広域連合が医療費の適正化や健康保持増進のための保健事業を積極的に取り組まれ、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとして、安定的で健全な制度運営の継続に取り組まれております。本市においても引き続き県や広域連合と連携を図りながら、この医療制度について、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能で安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成

討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決をされました。

日程第23、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては午後2時でお願いを申し上げます。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後2時00分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第25、物資集積拠点に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたしま

す。

お諮りをします。

物資集積拠点の取得経緯及び取得方法と取得した物資集積拠点の問題点等の調査を行う必要があるため、8名の委員をもって構成する物資集積拠点に関する調査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、物資集積拠点の取得経緯に関する事項、物資集積拠点の取得方法に関する事項等を付託の上、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、物資集積拠点の取得経緯に関する事項等について、慎重に調査検討するため、8名の委員をもって構成する物資集積拠点に関する調査特別委員会に付託の上、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時02分

再 開 午後2時15分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置をされました物資集積拠点に関する調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に物資集積拠点に関する調査特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。

物資集積拠点に関する調査特別委員会委員長、吉村始議員、同じく副委員長、藤井本浩議員、以上です。

次に、日程第26、発議第1号、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

8番、吉村始議員。

吉村議員 ただいま議題となりました発議第1号、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議について、提案理由の説明を申し上げます。

葛城市土地開発公社が令和7年12月8日に取得した東室171番1ほか、3つの土地及びその地に存する建物について、先行取得に係る一連の手続の中に不適切な事務がある上、そのことにより、当該物件が事業目的に適しているのか、市議会で調査する機会を設けることができませんでした。令和7年12月定例会に上程された一般会計補正予算案において、当該施設の買戻し費用が計上されておりましたが、私ども市議会は、その部分を削除した修正案を

全会一致で可決しました。その後再議にかけられましたが、修正案を議長を含む全議員で可決いたしました。今後、不適切な事務処理に係る疑念について払拭できない限り、一般会計予算に買戻しの費用を計上されても、議会として認めることができない状態であります。このままでは、当該物件が土地開発公社の長期保有物件となり、当初の事業目的どおりに使用されない、いわゆる塩漬け物件となってしまいます。当該物件の取得については、土地開発公社が金融機関等から全額を金銭消費貸借により調達していることから、利率、年3%と計算しまして、1年間で約770万円の利息が無駄に発生してしまいます。この利息の負担については最終的に市が負担する可能性が非常に高いことから、市民の皆様が納付していただいた貴重な税金で手当てすることになってしまいます。よって、葛城市及び葛城市土地開発公社におかれましては、この状況を重く受け止め、現在の状況をいち早く解消すべく、迅速に方針を定め、速やかに判断され、将来に向け、無駄な負債を増やすことで市民の皆様が納付していただいた血税を無駄に使うことがないように、速やかに処理することを強く求めるものであります。

また、受援体制の整備の必要性は市議会議員全員が認識しておりますので、今後、奈良県の受援体制の動向を注視するとともに、市議会と協議を重ね、本市にとって最善の受援体制を構築するまでの間は、市民の皆様が安心していただくためにも、発災時に受援施設として無償で協力していただける公共施設や学校施設、工場等と早急に協定を締結していただきますよう要望するものであります。

以上、議会の総意として決議いたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、梨本洪珪議員。

梨本議員 発議第1号、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議について、私は賛成の立場から討論いたします。

まず冒頭、断じて申し上げます。理事者の今回の一連の対応は到底容認できるものではありません。単なる不適切な事務処理にとどまらず、議会の意思をいかに受け止めているのかという根本的な姿勢が厳しく問われている問題であります。

昨年12月議会において、当該予算は修正否決され、さらに再議においても全会一致で否決されました。これは議会としての極めて重い、明確な意思表示です。にもかかわらず、本会議において、ほぼ同様の予算が再び計上された。この事実は、議会の判断を実質的に無視し

たものと言わざるを得ず、議会軽視との批判を免れません。さらに、その後に至っては、当該予算を会期中に取り下げるという対応であります。議会を振り回し、無用な混乱を招いた責任は重大であり、このような対応を看過することはできません。理事者の姿勢として誠実さを欠いていると厳しく指摘いたします。また、当該物件がこのまま土地開発公社の長期保有となれば、不必要な負債を将来にわたり、抱え続けることとなります。それは単なる数字の問題ではなく、市民への負担そのものであります。この点について、十分な説明も明確な見通しも示されていない現状は極めて問題です。一方で、受援体制の整備が重要であることは言うまでもありません。しかし、それを理由に、本件を正当化することはできません。令和7年3月の予算特別委員会において、阿古市長は、當麻複合施設やいきがい体育館を活用した受援体制の整備を明確に示しており、その方針は現在も維持されていることが確認されています。であるならば、当該物件がなければ、受援体制が成り立たないとする説明は、これまでの方針と明らかに矛盾しており、到底納得できるものではありません。

問題の本質は明らかです。財政規律の緩みと説明責任の欠如です。だからこそ、今、求められているのは、先送りではない責任ある判断と迅速な是正であります。市長と土地開発公社理事長は、この問題を真正面から受け止め、当該受援施設について、速やかかつ適正な処理を行うべきであります。それこそが市民の信頼を回復するための最低限の責務です。

以上、強く求め、本決議案に対する賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私も、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回この決議が出された要因につきまして、私は次のように考えます。

まず1点目は、地方自治法第232条の3に抵触すると判断することです。普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為、これを支出負担行為といいます。この法令または予算の定めるところに従い、これをしなければなりません。通常、先行取得であれば、所有者の売渡し希望価格を確認して、それが適正な価格かを確認するために鑑定評価をいたします。よって希望を上回るような購入価格にはなり得ないので、令和7年9月議会の補正予算において、所有者の売渡し希望価格を債務負担行為の設定ということは十分に可能であったと考えます。

もう1点は、葛城市契約規則第17条第2項に抵触すると判断します。これにより、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に抵触すると判断いたします。この問題となるのは、土地開発公社に先行取得の委託契約をする際に、先行取得予定価格を入れずに依頼してしまったこと、これにより、予定価格を設定していないので、建物について議決案件が必要であるにもかかわらず、議決されていません。葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これは第3条につきまして、法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い、土地については、

1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限ります。また、その不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとするとあります。

葛城市契約規則としては、この場合、予定価格を設定しなければならないとあることから、市の事務取扱いからすれば適正でない行為であると、そういった契約をしたこととなります。先行取得の委託契約は条例に抵触しているということになると思います。

この2つの問題によって、この地方自治法と市の条例に違反した先行取得の委託契約は無効と解釈することになります。今後、一般会計に当該物件の取得に係る費用について予算計上されても、そもそも物件取得に係る一連の手續において無効となる行為が行われているので、当該物件を取得する行為を我々市議会が許可するとその行為も違反となるため、今後の予算計上を認めるわけにはいきません。そういった理由により、この決議について賛成いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、ペーパーレス会議システムに配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出をされました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了をいたしました。

議員の皆様方には、5日の開会以来、慎重に審議をいただき、また、格段の協力によりまして、本日まで円滑に議会運営が進められたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、この3月を最後に退職される職員におかれましては、長年にわたりそれぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでございました。葛城市政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げ、深く敬意を表します。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見、要望を真摯に受け止められ、令和8年度の葛城市政の

執行に当たられ、本市のさらなる発展のため創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。

最後に市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました令和8年第1回葛城市議会定例会が23日間の全日程を終えさせていただきました、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、新年度予算案をはじめ、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため鋭意努力をしまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、ご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

増田議長 以上で令和8年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時33分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 増 田 順 弘

議 会 副 議 長 杉 本 訓 規

署 名 議 員 吉 村 始

署 名 議 員 奥 本 佳 史